

## 第1章 第3次計画の策定にあたって

---

### 第1節 計画策定の背景と目的

日本人の平均寿命が過去最高齢を更新し続ける中で、「健康寿命」への関心がますます高まっています。日本人の寿命が急速に伸びた背景には、「感染症」などの急性期疾患が激減した一方で、がんや循環器病などの「生活習慣病」が増加し、疾病構造が大きく変化してきたと言われています。

今後に予想される社会変化としては、少子化・高齢化の進展によって、総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加などが予想されています。

また、女性の社会進出、労働移動の円滑化、多様な働き方の広まりによる社会の多様化や、あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションが加速し、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応が進むといった社会変化が予想されています。

本市においては、『だれでもが安心していきいきと暮らせる阿賀野市』を目指し、平成17年度に「健康あがの21計画」を策定し、健康づくりを推進してきました。その後、平成22年度には中間評価、平成26年度には最終評価を行い、平成27年度には「第2次健康あがの21計画」を策定し、健康づくりの対策の更なる充実を目指してきました。令和元年度の第2次計画の中間評価では、計画後期においても「健康寿命の延伸」を最重要課題として、これまでの間、取組を進めてきました。

このたび、第2次計画の終期を迎えましたが、健康づくり対策の更なる充実を目指し、今後8年間の指針となる「第3次健康あがの21計画」を策定することといたしました。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を念頭に、同法第7条で規定する国の計画『健康日本21』及び、同法第8条第1項に基づく都道府県の計画『健康にいがた21』との整合性を図りながら、本市の現状を踏まえた健康づくりの方向性を示すものとして、同法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定するものです。

また、本計画は、『阿賀野市まちづくり基本条例』を根拠とした『阿賀野市総合計画』を最上位計画とし、当課が所管する『阿賀野市食育推進計画』、『阿賀野市歯科保健計画』、『阿賀野市みんなで支えよう「こころ」と「いのち」を守る行動計画』、その

他の関係計画との整合性や連携を図るとともに、策定委員の皆さまや市民の皆さまからのご意見もいただきながら、本市が目指す包括的な健康づくり計画『第3次健康あがの21計画』を策定いたしました。

国：健康日本21  
(第三次) 【健康増進法第7条】

県：健康にいがた21  
(第3次) 【健康増進法第8条第1項】

第3次健康あがの21計画

【健康増進法第8条第2項】

第3次  
阿賀野市  
総合計画

- ・阿賀野市総合計画
- ・阿賀野市食育推進計画
- ・阿賀野市歯科保健計画
- ・阿賀野市みんなで支えよう  
「こころ」と「いのち」を守る行動計画
- ・その他関係計画

### 第3節 計画の期間および評価

第3次計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和14年度を目標基本年度とする8年間の計画とします。

また、今後の社会情勢や健康に対する価値観等の変化に対応するため、行政評価を継続的に活用した上で、令和10年度を目途に中間評価を行い、得られた結果から必

要に応じて目標とする指標や数値の見直しを行います。更に、計画期間中において、各種上位計画との整合を図る中で、その内容及び計画期間等に見直しが必要となった場合は、状況に応じた修正を行うこととします。

目標基本年度である令和 14 年度には最終評価を行い、その結果をその後の健康増進のための計画づくりに反映させることとします。

## 計画期間

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
国	第二次	健康日本21（第三次）												次期
							中間評価					最終評価	策定	
県	健康にいがた第3次	次期計画										次期計画		
						中間評価								
市	第2次健康あがの	第3次健康あがの21									次期計画			
		策定					中間評価				策定			

注) 目標基本年度は、社会情勢や地域社会の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間の見直しもを行います。